(G) 全ての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
(H) 資金媒介業
(I) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
(J) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
(K) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウエアのサービス
(L) (A)から(K)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにそれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

(b) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している者をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。

(c) 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス及び商品が納入される態様を含む。）であって、金融サービス提供者によって一方の締約国の区域内においては提供されていないが他方の締約国の区域内又は世界貿易機関の他の加盟国においては提供されているものをいう。

(d) 「公的機関」とは、次のものをいう。
(i) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
(ii) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行しているときに限る。

(e) 「自主規制団体」とは、金融サービス提供者に対して、自己の又は委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）をいう。

2 (a) 第七・一条2(g)の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、金融サービスについては、次の活動をいう。
(i) 中央銀行若しくは金融当局が行う活動又はその他の公的機関が金融政策若しくは為替政策を遂行するために行う活動
(ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動
(iii) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(b) 第七・一条2(g)の規定の適用上、締約国が自国の金融サービス提供者に対し(a)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は他の金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、「政府の権限の行使として提供されるサービス」には、当該活動を含まない。

(c) 第七・二条(k)の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第三条　国内規制

1 第七章及び同章に規定する附属書の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置には、次のものを含む。
(a) 投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置
(b) 当該締約国の金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置

2 1に規定する措置については、第七章及び同章に規定する附属書の規定に適合しない場合には、これらの規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

3 第七章及び同章に規定する附属書のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第四条　新たな金融サービス

一方の締約国は、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の区域内において新たな金融サービスを提供することを許可する。もっとも、この附属書のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の法律において特に認められていない新たな金融サービスの提供を許可するため、行政機関、規制団体又は中央銀行に対し、命令を発出し、又は規制を制定するよう要求することを妨げるものではない。

注釈　第七・五条2(e)の規定にかかわらず、締約国は、この附属書の第三条1の規定の範囲内での信用秩序の維持のため、新たな金融サービスを提供することができる制度上の及び法的な形態を決定し、並びに当該新たな金融サービスの提供について許可を要求することができる。

第五条　支払及び清算の制度

一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この条の規定は、当該一方の締約国の最終的な決済手段の貸手の利用を認めることを意図するものではない。

第六条　自主規制団体

一方の締約国は、次のいずれかに該当する場合には、自主規制団体が自国の区域内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。
(a) 当該一方の締約国が、他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、当該自主規制団体の構成員となり、これに参加し、又はこれを利用することを要求している場合
(b) 当該一方の締約国が、金融サービスの提供に当たり、当該自主規制団体に対して直接又は間接に特権又は利益を与えている場合

第七条　透明性

1 各締約国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。したがって、両締約国は、適当な場合には、客観的な、かつ、透明性のある規制に関する手続を各締約国において実施するために協議することを約束する。この場合において、両締約国は、次の事項を考慮する。
(a) 両締約国がサービス貿易一般協定の下で及び金融サービスの貿易に関連するその他の場において行う作業
(b) 規制の透明性、特定可能な政策目的及び明確な、かつ、一貫して適用される規制に関する手続（通知され、又はその他の方法により公に利用可能なものに限る。）の重要性

2 各締約国の権限のある当局は、要請があった場合には、実行可能な範囲内で、金融サービスの貿易に関連する申請を不備なく行うための要件及び手続を利害関係者に利用可能なものとする。

3 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、当該免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする。当該締約国の免許に係る法令に基づき不備がないと認められる申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間についても、公に利用可能なものとする。

4 各締約国は、実行可能な範囲内で、この附属書の対象となる事項に関連する一般に適用される規則であって自国において採用するもの及び当該規則の目的を事前に公表する。

注釈　締約国は、この4に規定する規則を事前に公表する場合には、電子的な方法その他の方法により、利害関係者及び他方の締約国が意見を送付することができる宛先を提供する。

5 各締約国は、一般に適用される規程であって自国に所在する自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、利害関係者が知ることができるような方法で、速やかに公表し、又は公に利用可能となることを確保するよう努める。